

法令および定款に基づくインターネット開示事項

会社の体制および方針

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第18期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

サクサ ホールディングス株式会社

株主総会招集ご通知の添付書類のうち、事業報告の会社の体制および方針ならびに連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社のインターネットウェブサイト (<https://www.saxa.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

また、本基本方針は、2021年4月に開催した取締役会において第1項第1号への方針の追加を決議し改訂しております。(下線部は追加部分であります。)

なお、追加した方針の運用状況についても過去に遡及して記載しております。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

(1) 過年度決算訂正の再発防止のために経営体制を再構築する。

① 経営の監督と執行の分離を徹底するため、ガバナンス改革を実行する。

② 当企業グループのコンプライアンスおよび内部統制システムを再構築する。

※以降の項番は繰下げます。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当企業グループにおけるコンプライアンス意識の確立および維持を図るため、コンプライアンスに関する基本方針を定め、当企業グループの取締役および使用人にコンプライアンス教育を実施し、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

(2) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会（統括責任者：当社代表取締役社長、統括部門：当社リスク管理部門）およびヘルプライン（コンプライアンス相談窓口）を設置し、法令、定款および社会倫理に反する行為等の早期発見に努めるとともに、当企業グループのコンプライアンス管理体制の運用を行う。

(3) ヘルプラインに相談または報告のあった事項については、ヘルプラインの運用について定めた社内規程に基づき適切に対応する。

なお、情報提供者に対してヘルプラインへの通報およびヘルプラインに相談ならびに報告のあった事項に関する調査への協力を理由とした不利益な取扱いを行わないものとするとともに、情報提供者の情報を秘匿する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行状況を示す重要な情報については、法令および社内規程に基づき、適切に作成、保存および管理する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当企業グループにおけるリスクマネジメントに関する事項について定めた社内規程に基づき、リスクマネジメント体制の運用を行う。
 - (2) 当企業グループ各社に設置するリスク責任者は、各社におけるリスクマネジメントを行い、リスクマネジメントの状況を当該会社の担当取締役および当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会に定期的に報告する。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職務権限に関する社内規程に基づく職務権限の委譲および決裁手続の簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保する。
 - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行えるよう、業務の合理化、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を図り、継続的な見直しを実施する。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する部門を置き、当企業グループ全体に適用するリスクマネジメントに関する社内規程ならびにコンプライアンスに関する基本方針に基づき、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) 当企業グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、あらかじめ定めた対応部門が、外部専門機関（警察・弁護士等）と連携して、法的に対応し、問題を解決していく。
 - (3) 内部監査部門を置き、当企業グループ全体の業務執行について内部監査を実施する。
6. 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
当企業グループの経営の重要事項については、当社が定める当社子会社の経営執行に関する重要事項の取扱いを定めた規程に基づく報告をする。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を監査役の職務の補助にあたらせる。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性等に関する事項
前項の監査役の職務の補助にあたる使用人について、取締役はその独立性および監査役の指示の実効性を確保する。

9. 監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、重要事項に関する意思決定を確認することができる。
- (2) 当企業グループの取締役および使用人等ならびに子会社の監査役は、次に定める場合は、当社の監査役に報告する。
 - ① 当企業グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ② 当企業グループに重大な法令または定款違反が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ③ 当社の監査役から報告を求められた場合
- (3) 当企業グループ各社は、定期的に各社の業務状況について監査役に報告する。
- (4) 上記(2)および(3)の報告をした者に対して、当該報告を理由とした不利な取扱いを行なわないものとする。
- (5) ヘルプラインに相談または報告があった場合、監査役に報告し、その対応結果についても報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報を閲覧することにより、取締役の業務執行を監査することができる。
- (2) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報を交換するなど連携を密にし、監査体制を強化することができる。
- (3) 監査役会は、監査役または監査役会の職務遂行上必要と認める費用を会社に対して請求することができる。

当社の第18期事業年度における内部統制システムの運用状況は次のとおりです。

1. (1)

- ① 経営の監督と執行の分離による監督機能として、基軸となる経営者の選解任および経営者の成績評価・報酬決定にあたり、社外取締役を中心とする独立した指名委員会および報酬委員会を設置し、独立した客観的な立場での監督機能とした。

再発防止策の策定およびその進捗に対する監督・モニタリング機能として、社外取締役を中心として全役員で構成するタスクフォースを設置し、監督・モニタリングを実施した。

取締役会規程を改訂し、決議・報告事項を充実・明確にした。

- ② 当企業グループのコンプライアンスおよび内部統制システムの再構築を推進するグループ内部統制室を設置し、推進した。

取締役会に対して、本基本方針および運用状況報告、リスクマネジメント報告、子会社モニタリング状況報告を実施した。

グループ各社に内部統制管掌役員を置き、グループ内部統制室主管の「グループ内部統制再構築プロジェクト」を発足し、グループのコンプライアンスおよび内部統制システムの再構築を実施した。

(2)

- ① 不適切な会計処理を機に2020年12月に新たな「企業理念」「ビジョン」「行動指針」「行動規範」を制定し、「サクサグループが目指す価値観」として周知した。

具体的には、社内イントラネットへの掲載、行動指針ハンドブック、ビジョン/行動指針を示したカードを全社員へ配布し、啓蒙ポスターを当企業グループ各社に掲示した。

また、当企業グループ全社員を対象に「サクサグループが目指す価値観」を浸透させるため、確認テストを実施した。

2021年4月の新事業年度開始にあたっての代表取締役社長メッセージにおいても改めて訓示し、周知徹底させた。

- ② 当企業グループの新入社員および中途入社者に対して入社時に「行動憲章・行動規範」を教育し、コンプライアンスを理解させた。
- ③ 2021年1月から3月にかけて当企業グループの全役員・全社員を対象に、外部の専門家を講師としたコンプライアンス研修を実施した。

研修は3階層（1.役員向け、2.管理職向け、3.一般職向け）ごとに実施し、実施後には理解度を確保するためにテストを行い、全受講者が理解したことを確認した。

- ④ 上記の教育以外に当企業グループの役員および社員に対して、環境保護、個人情報保護および輸出管理に関する教育を実施し、必要な知識を習

得させた。

- (3) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会としてC S R委員会を設置し、2020年度は5回開催した。(1.新型コロナウイルス、2.2019年度リスクマネジメント報告、3.情報セキュリティインシデント、4.電子部品の調達先の工場火災、5.行動規範・内部通報制度の改訂)
- (4) 2021年1月、通報者保護を強化するためヘルプライン規程を改訂し、社外窓口は従来の顧問弁護士事務所から、経営陣から独立した外部の弁護士事務所に変更した。

2020年度、ヘルプラインへの内部通報は3件(1.特別調査委員会、2.職場環境、3.パワーハラスメント)あり、3件ともヘルプライン規程に基づき適切に対応した。

2. 取締役の職務の執行状況を示す重要な情報は、会社法、金融商品取引法等の法令および社内規程に基づき作成され、法令ならびに情報セキュリティ基本マニュアル、文書管理規程および文書・保存廃棄要領等の社内規程に基づき保管、保存、廃棄の管理がなされている。

3. (1)

- ① リスクマネジメント規程、C S R委員会規程に基づきリスクマネジメント体制を運用した。なお、2020年12月、グループ内部統制室を設置し職務分掌規程に基づき、グループ内部統制室が当企業グループのリスクマネジメントを統括することとした(C S R統括室からの変更)。

- ② サクサグループ情報セキュリティ基本方針、サクサグループ品質方針およびサクサグループ環境宣言等をホームページに掲示し、当企業グループ内外に周知した。

- (2) 当企業グループ各社においてリスクマネジメントの状況を当該会社の担当取締役へ報告し、当企業グループ全体のリスクマネジメントの状況はC S R委員会に報告した(2021年4月)。

4. (1)

- ① 職務分掌規程に基づき職務の分掌を、また、職務権限規程に基づき各職位の権限および責任を、それぞれ明確にし、意思決定の迅速化を図っている。

- ② 当社の経営の重要事項については、取締役会において慎重、かつ、迅速な意思決定を行っている。

また、当社子会社経営の重要事項については、当社取締役会において方針を決定している。

- (2) リモートオフィス環境を整えてテレワークを実現し、効率的に職務を執行した。

5. (1)

① 2020年12月、当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する部門としてグループ内部統制室を設置し、C S R 委員会を運営することで、当企業グループのリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括するとともに、当企業グループ各社にリスク責任者およびリスクマネジャーを選任して、リスクマネジメントおよびコンプライアンスの教育を実施し、法令、定款および社会倫理を遵守した。リモートオフィス環境を整えてテレワークを実現し、効率的に職務を執行した。

② 当企業グループ各社から内部統制システムの整備に関する基本方針確認書を提出させ、基本方針を遵守することならびに基本方針に反する社内制度および行動を検出した場合は、C S R 委員会に報告するとともに当該会社の制度等を見直すこととし、これを徹底した。

③ 不正会計の改善を図るため、以下の教育を行った。

「コンプライアンス研修」、「サクサグループが目指す価値観」、「マネジメント教育」、「会計教育」、「開発費管理教育」

(2) 反社会的勢力への対応は「行動規範」に明記している。

外部専門機関（警察・弁護士等）との窓口はC S R 統括室で行うことを規定している。

2020年度は反社会的勢力に関する問題は発生していない。

(3) 内部監査部門として監査室の位置づけの見直しを行った。

① 監査室を代表取締役社長の直轄とすることにより、内部監査の独立性が十分に保持される体制とした。

② 発見事項（指摘事項、懸念事項、改善事項）の区分について定義し、発見事項がある場合には監査報告書に記載することとした。

③ 監査報告書の提出先を社長、取締役、監査役、会計監査人、監査対象先の最高責任者とすることとした。

④ 社長への報告前に監査役へ監査報告書を提出することとした。

⑤ 監査室長の選任においては事前に監査役会の同意を要する旨を規定化した。監査室長の人事を監査役会の同意人事とすることにより、経営者不正に対する内部監査の独立性と客観性を確保した。

6. グループ子会社管理規程を制定し、グループ子会社の自主運営、グループ子会社における主体的な予算計画の策定・進捗管理、グループ間取引の取引基準、グループ経営会議の定期開催、企画部による定期的なグループ子会社の業績評価の実施等を規定化した。

また、当該規程の制定にあわせて、グループ子会社の重要事項の取扱いに関する規程およびグループ経営会議規程の見直しおよび改訂を行った。

グループ子会社における予算計画策定およびその進捗管理の方法としては、四半

期ごとにグループ経営会議において子会社のKPI（売上・営業利益・売掛金・棚卸資産等）のモニタリングを実施し、取締役会に報告を行い、グループ子会社の管理監督状況のモニタリングを実施する。（2020年度実績より実施）

7. 補助すべき使用人の要求はなかった。

8. 該当しない。

9. (1)

① 監査役は、取締役会、常務会、グループ経営会議、CSR委員会および財務報告に係る内部統制委員会に出席し、重要事項に関する意思決定を確認している。

また、会計監査人および監査室との連携強化により充実させた。

② 不適切な会計処理を受け本年度設置したタスクフォースに参加し取締役会の在り方の議論についてモニタリングを行った。

(2) 監査役と子会社監査役では監査役連絡会を実施した。

報告すべき事項は、都度報告することとしている。

2020年度は該当事項なし。

(3) 当社およびサクサ株式会社の部門長は、原則として年2回定期的に監査役に業務執行状況について報告している。

その他の子会社については、各会社単位で原則として年2回、監査役による業務監査が実施され、その際に業務執行状況について報告している。

(4) 該当なし。

(5) 2020年度、ヘルプラインへの内部通報は3件であり、グループ内部統制室より監査役に報告されている。

10.(1) 監査役は、稟議書、重要な会議資料、寄付金に関する申請書など、必要に応じて閲覧し、取締役の業務執行を監査している

(2) 会計監査人および監査室との連携強化により、監査体制の強化を行った。

① 内部監査結果を監査役、取締役および会計監査人に報告することを規程に明記した。

② 会計監査人から監査役への四半期レビューを、監査室長の同席とし三様監査を充実させた。

また、四半期レビュー以外にKAM、J-SOXの進捗等の情報共有、内部監査情報に関する意見交換および期末ミーティングを実施した。

③ グループ会社監査役の監査強化策としてグループ会社監査役連絡会を規程化した。

会議開催数を年2回から年4回にした。

また、グループ会社監査役会規程を新たに制定した。

(3) 監査役会は、監査役または監査役会の職務遂行上必要と認める費用を会社に対して請求している。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

- ① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの
- ② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ③ 当社に、当該買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの
- ④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの
- ⑤ 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の可能性等）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の経営理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー（利害関係人）の利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

2. 基本方針の実現に資する具体的な取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当企業グループは、「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する」を経営理念に、新たに2021年1月、当企業グループのビジョンおよび行動指針を制定しました。そして、2021年度から2023年度の3か年を計画期間とした中期経営計画を策定し、「基盤事業の収益維持」「成長事業の収益拡大」「経営基盤の強化」の3つを基本方針に掲げ、ステークホルダーの信頼回復と企業価値向上を図ってまいります。

また、当企業グループは、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容に沿ったガバナンス体制を構築しておりますが、企業価値最大化に向け、継続してコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

- (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月27日開催の第16回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本ルール」といいます。）を株主の皆様のご承認をもって導入（更新）いたしました。

本ルールは、当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑止し、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

本ルールは、次の①または②に該当する買付けまたはその申し入れ（以下あわせて「買付け等」といいます。）がなされる場合に、買付け等を行う買付け者および買付提案者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当該買付け等について情報収集、検討等を行うために合理的に必要な期間を確保したうえで、株主の皆様に出社経営陣の意見表明や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

- ① 当社が発行者である株券等について保有者の株券等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本ルールの詳細は、当社のインターネットウェブサイト
(<https://www.saxa.co.jp/ir/management/governance.html>) をご参照ください。

3. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、基本方針の実現に資する具体的な取組みは、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- (1) あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること
- (2) 株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て買収防衛策を導入すること
- (3) 防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること
- (4) 独立性の高い独立委員会の設置および防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること
- (5) 本ルールの有効期限を2022年3月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できること

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

サクサ株式会社、サクサビジネスシステム株式会社、サクサプレシジョン株式会社、サクサテクノ株式会社、サクサシステムエンジニアリング株式会社、サクサシステムアメージング株式会社、サクサプロアシスト株式会社、株式会社システム・ケイ

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 3社

株式会社ネットリソースマネジメント、E Security Services Co.,Ltd.、株式会社ネクストジェン

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

a 商品及び製品

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

b 仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

c 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

a 機器組込みソフトウェア

販売可能な見込有効期間に基づく償却方法

b 自社利用ソフトウェア

自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法

c 上記以外の無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

出荷済製品のアフターサービス費用等の発生に備え、売上高に製品保守費の実績割合を乗じた相当額に将来の保証見込みを加味した額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員の賞与支払に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 受注損失引当金

連結会計年度末の受注残高のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

サクサ株式会社（連結子会社）は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法

サクサ株式会社（連結子会社）は、数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

当社と一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用しております。

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場取引変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っているため有効性評価の判定を省略しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行および管理は社内権限規程に基づき行っております。

- (6) のれんの償却方法および償却期間
10年間で均等償却しております。
- (7) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 重要な会計上の見積りに関する注記

機器組込みソフトウェアの評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

機器組込みソフトウェアの減価償却費	740百万円
機器組込みソフトウェア	1,346百万円
2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - (1) 算出方法
機器組込みソフトウェアは定額法により減価償却費を計上しており、販売可能な見込有効期間に基づく償却額を計上しております。
また各年度の未償却残高が、翌連結会計年度以降の見込販売収益の金額を超過している場合には、当該超過額について、一時の費用又は損失として処理しております。
 - (2) 主要な仮定
見込販売収益の算出に用いた主要な仮定は、見込販売数量であります。見込販売数量は過去の販売実績および新型コロナウイルス感染症等の経営環境の変化等を考慮して、算定しております。
 - (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
情報通信ネットワーク関連市場は技術革新のスピードが早く、急速な技術革新の進展や激しい競争にさらされており、それに伴う顧客ニーズの変化、関連製品やサービスの投入が相次いでおり、陳腐化のリスクがあります。
上記の通り、主要な仮定である見込販売数量は市場環境の変化に影響を受けるため、見積りの不確実性が高く、情報通信ネットワーク製品の陳腐化に伴い、見込販売収益が大幅に減少した場合には、当連結会計年度の連結会計書類に計上されている機器組込みソフトウェア1,346百万円の範囲内で、一時に費用又は損失が発生する可能性があります。

III. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,919百万円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

2. 受取手形裏書譲渡高 211百万円

Ⅴ. 連結損益計算書に関する注記

2020年10月7日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」および2020年10月12日付「過年度の有価証券報告書の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」において公表いたしました内容を踏まえ、過年度における不適切な会計処理に係る費用（特別調査委員会の調査費用および外部委託費用ならびに過年度決算訂正に係る追加的な監査費用等）を過年度決算訂正関連費用として1,941百万円を特別損失に計上しております。

Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	6,244,962	—	—	6,244,962

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	404,312	314	—	404,626

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求314株による増加であります。

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2021年6月29日開催予定の第18回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	175百万円
・1株当たり配当額	30.00円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月30日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、調達は銀行等金融機関からの借入などによります。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、回収管理によって低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金および設備投資資金であり、償還日は、決算日後最長5年です。一部の借入金については、金利の変動リスクにさらされております。

なお、デリバティブ取引は実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	7,808	7,808	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,670	8,670	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	3,303	3,303	—
関係会社株式	387	785	397
(4) 支払手形及び買掛金	(4,419)	(4,419)	—
(5) 短期借入金	(628)	(628)	—
(6) 長期借入金	(1,688)	(1,685)	2

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金ならびに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて時価を算定しております。

なお、本事項において連結貸借対照表で「短期借入金」に含まれる、1年内返済予定の長期借入金を「長期借入金」に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券（非上場）	478
関係会社株式（非上場）	86
合 計	565

非上場株式、関係会社株式および出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,909円56銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 37円31銭 |

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) この連結計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法
有価証券
 関係会社株式
 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
無形固定資産
 自社利用ソフトウェア
 自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法
3. 引当金の計上基準
賞与引当金
 従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）

短 期 金 銭 債 権	90百万円
短 期 金 銭 債 務	9百万円

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営 業 収 益	1,673百万円
営 業 費 用	180百万円
営業取引以外の取引高（収入分）	12百万円
営業取引以外の取引高（支出分）	7百万円

2. 過年度決算訂正関連費用

2020年10月7日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」および2020年10月12日付「過年度の有価証券報告書の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」において公表いたしました内容を踏まえ、過年度における不適切な会計処理に係る費用（特別調査委員会の調査費用および外部委託費用ならびに過年度決算訂正に係る追加的な監査費用等）を過年度決算訂正関連費用として1,941百万円を特別損失に計上しております。

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	404,312	314	—	404,626

（注）自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求314株による増加であります。

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

関係会社株式評価損	573百万円
賞与引当金	8百万円
繰越欠損金	650百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	1,233百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△650百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△582百万円
評価性引当額小計	△1,233百万円
繰延税金資産合計	— 百万円

（繰延税金負債）

—	— 百万円
繰延税金負債合計	— 百万円
繰延税金資産の純額	— 百万円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高
子会社	サクサ 株式会社	所有 直接 100%	経営の指導、 管理および 役員の兼任	経営管理料の 受取 (注1)	532	未収入金	48
				商標使用許諾 料の受取 (注2)	125	未収入金	15
				利息の受取 (注3)	0	—	—
				債務被保証 (注4)	2,108	—	—
子会社	サクサビジ ネスシステム株式会社	所有 直接 100%	経営の指導、 管理および 役員の派遣	資金の預り (注3)	810	関係会社 預り金	810
				利息の支払 (注3)	7	—	—
子会社	サクサプレ シジョン株 式会社	所有 直接 74.9% 間接 25.1%	経営の指導、 管理	資金の貸付 (注3)	234	関係会社 短期貸付金	109
				手形の買取	807	受取手形	223
子会社	サクサテクノ株式会社	所有 間接 100%	経営の指導、 管理	資金の貸付 (注3)	340	関係会社 短期貸付金	102
						関係会社 長期貸付金	73
				手形の買取	62	受取手形	—
子会社	サクサシス テムアメイ ジング株式 会社	所有 間接 100%	経営の指導、 管理	利息の受取 (注3)	2	—	—
				資金の貸付 (注3)	220	関連会社 短期貸付金	108
				手形の買取	166	受取手形	—

- (注) 1. 経営管理料については、経営指導契約に基づき決定しております。
2. 商標使用許諾料については、商標使用料に関する契約に基づき決定しております。
3. 金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
4. 当社の銀行借入について債務保証を受けております。保証料は支払っておりません。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。

VII. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 3,284円90銭 |
| 2. 1 株当たり当期純損失 | 243円45銭 |

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) この計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。